



「法務局公図の写し」(字切図)の管理方法を変更します

現在フィルムで管理している「法務局公図の写し」について、4月1日から一部区域を電子化します。これにより、対象地区の法務局公図の写しの交付はB2サイズからA3サイズとなります。

対象地区
 地籍調査完了地区
 (八郷地区、旭地区の各一部及びその周辺の一部)
 圃場整備事業地区
 (八郷地区、旭地区の各一部、大字吉定～大江、小野)

縮尺 100分の1～2000分の1程度
 (指定できます。)

交付手数料 300円(フィルム管理の地区と同額。)

※電子化した公図は、登記情報の表示や色付けなど、コンピューターでの加工が可能な場合がありますが、別途手数料が必要です。
 ※地籍調査事業の進捗により、上記地区は順次拡大いたします。

【問い合わせ先】
 地域整備課 環境整備室 ☎68-5539

鳥取県の最低賃金

1時間あたり **653円**

鳥取県の最低賃金は、業種や規模、常用、臨時、アルバイト、パートなどの雇用形態にかかわらず、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、特定の産業で働く労働者には、下表の特定最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金

特定の産業	最低賃金額
電子部品、デバイス、電子回路 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間あたり 736円
各種商品小売業	1時間あたり 697円

※作業内容により、例外があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
 鳥取労働局 ☎0857-29-1705
 米子労働基準監督署 ☎34-2231
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

春の交通安全県民運動

ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故
 4月6日(土)～4月15日(月)

新入学児童などに対し、基本的な交通ルールと交通マナーを理解させ習慣づけること。また、高齢者の交通死亡事故が全体の半数以上を占めるなど厳しい現状から、高齢者に対する交通安全教育の推進をはじめ一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

同期間開催 チャイルドシート着用 向上推進キャンペーン

平成24年度の鳥取県のチャイルドシート着用率は、全国最下位です。(着用率:鳥取県平均31.5%、全国58.8%)「車内の子どもの命は大人が守る」ことを徹底し、子どもを同乗させるときは、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

【問い合わせ先】 企画課 経営企画室 ☎68-4212

70歳から74歳までの方の医療機関での窓口負担が1割に据え置かれます

70歳から74歳までの方の医療機関での窓口負担については、4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月31日まで1割に据え置きとなりました。(一定以上の所得のある方を除きます。)

該当される国保の被保険者の方には新しい保険証を郵送していますので、今一度ご確認ください。

新しい被保険者証を郵送した方

【国民健康保険】
 70～74歳の方で、現在お使いの保険証に(平成25年3月31日までは1割)と書かれている方

【問い合わせ先】
 健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

平成25年度とっとり県民カレッジ「未来をひらく鳥取学」受講生募集

日程 5月～9月 計10回開催
会場 東・中・西部会場 各3回 全県合同1回
 【全県合同(公開講座)8月17日(土)13:30～15:15米子市文化ホール】
 「日本人の品格～今、伝えたい大切なもの～」
講師 坂東眞理子氏(昭和女子大学学長)
 ※その他の講座の日時・会場など、詳しくはお問い合わせいただくか、お近くの公民館などでチラシ・ポスターをご覧ください。
資料代 年間1,000円(公開講座のみの参加は無料)
 ※大学生以下無料
応募方法 ハガキ、ファクシミリ、メールなど
その他 託児や手話通訳などあり
応募締切 4月25日(木)

ふるさと鳥取県を再発見したり、地域社会が直面する現代的課題を学んだりする県民のための生涯学習講座です。
 今年度も県内外で御活躍の講師をお招きしておりますので、御参加をお待ちしています。



【問い合わせ・申し込み先】
 とっとり県民カレッジ本部(県教育委員会家庭・地域教育課内)
 〒680-8570 鳥取市東町1-271
 ☎0857-26-7944 Fax0857-26-8175
 E-mail kenmincollege@pref.tottori.jp

平成25年度国民年金保険料

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料が決定しました。

月額 **15,040円**(定額)

国民年金保険料の納付には、口座振替がおトクです。口座振替を利用されると、保険料が自動的に引き落とされるため、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなります。また、口座振替には、月々50円が割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い前納制度があります。

口座振替への変更手続き

次のものを持参のうえ、申請先へお越しください。

- ①納付書または年金手帳
- ②口座振替を希望の通帳
- ③届け出印



【問い合わせ先】
 米子年金事務所 ☎34-6111
 住民課 ☎68-3115

国民年金 ～こんなときには届出が必要です～

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入加入しなければいけません。

届出は、加入する時だけでなく、次の場合にも必要です。もし届出をされなかった場合、年金額が減少したり、年金を受け取れない場合がありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	届出に必要なもの
20歳になったとき ※厚生年金加入者・共済年金加入者は、必要ありません。	・印鑑 ・日本年金機構から送付された加入届
退職したとき	・印鑑 ・年金手帳 ・退職日がわかるもの(退職証明書 など)
配偶者の扶養を外れたとき	・印鑑 ・年金手帳 ・扶養でなくなった日を証明するもの

【問い合わせ先】 米子年金事務所 ☎34-6111
 住民課 ☎68-3115